

## 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 26 年 11 月 14 日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 1 条の 2 (略)</p> <p>(発注部門が一括発注として取扱うための要件、手続き等)</p> <p>第 1 条の 3 規則第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する細則で定める発注部門が一括発注として取り扱うための要件、手続き等は次の各号に掲げるいずれかの内容を含むものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発注部門に執行についての裁量を与えられていない場合 注文着信が同一時点である有価証券等 <u>(規則第 8 条の 2 に規定するものをいう。以下第 1 条の 5 において同じ。)</u> の売買注文に限ること</p> <p>第 1 条の 4 (略)</p> <p>(一括発注に係る配分方法)</p> <p>第 1 条の 5 規則第 8 条の 2 第 4 項に規定する細則で定める配分方法は、次に掲げる注文について、当該各号に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 有価証券等の買注文次のイ又はロに掲げる方法 イ～ロ (略)</p> <p>(2) 有価証券等の売注文次のイ又はロに掲げる方法</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 年 月 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 1 条の 2 (同 左)</p> <p>(発注部門が一括発注として取扱うための要件、手続き等)</p> <p>第 1 条の 3 規則第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する細則で定める発注部門が一括発注として取り扱うための要件、手続き等は次の各号に掲げるいずれかの内容を含むものとする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 発注部門に執行についての裁量を与えられていない場合 注文着信が同一時点である有価証券の売買注文に限ること</p> <p>第 1 条の 4 (同 左)</p> <p>(一括発注に係る配分方法)</p> <p>第 1 条の 5 規則第 8 条の 2 第 4 項に規定する細則で定める配分方法は、次に掲げる注文について、当該各号に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 有価証券の買注文次のイ又はロに掲げる方法 イ～ロ (同 左)</p> <p>(2) 有価証券の売注文次のイ又はロに掲げる方法</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>